

諮問庁：北九州市長

諮問日：平成 30 年 1 月 28 日（諮問第 143 号）

答申日：令和元年 5 月 21 日（答申第 143 号）

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書につき、その一部を不開示とした決定については、別表 1 記載の不開示部分のうち、別表 2 記載の不開示が妥当とした部分を除き開示すべきである。

### 第 2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

平成 30 年 7 月 28 日付けで北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する開示請求権に基づき行った、「平成 25 年 8 月 5 日に発生した若戸トンネル内消防車横転事故に関し、事故原因などが打合わせされた、平成 25 年 8 月 8 日 9：30～11：30 消防局開催の打ち合わせ議事録 ・議事録名：自動車交通事故調査委員会議事録」を対象とする行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対して、平成 30 年 8 月 1 日付け北九消総総第 256 号により北九州市消防長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）は誤りであり、原処分を取り消し、不開示部分を開示するよう変更するとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

##### (1) 条例第 7 条第 6 号の非該当について

ア 平成 25 年 8 月 5 日若松区北浜一丁目 7 番 3 号新若戸道路（若戸トンネル下り線）で発生した消防車横転事故（以下「本件事故」という。）の原因に不法行為があれば、「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（条例第 7 条第 6 号）には当たらない。

イ 審査請求人は、本件事故の原因が法外な速度超過にあると考えているところ、本件事故に関する記者発表内容、通達、報告書などに、そのことが記載されておらず、事実を明らかにする必要がある。

ウ 交通法令違反に起因する事故と判断された場合、服務違反として処分等必要な措置を講ずることになるため、その性質上公開しないことを前提として事情聴取しているというが、本件事故では特に処分を受けた職員は公表されておらず、居ないはずである。そもそも、服務違反の処分に繋がる内容ゆえ不開示にするという処分庁の説明は理解できない。

エ 聴取内容が公にされることが前提となれば、調査対象者が正確な事実を述べることを躊躇するというが、すでに処分庁は、本件事故の記者会見において、当事者から聞き取った内容として、法定速度内で運転していた旨を公表しており、かかる公表された事実を本件対象文書において確認しようとしているに過ぎないのであるから、不開示の理由とはならない。

オ また、本件事故の原因を公表しなかったことで、同じ若戸トンネルにおいて軽自動車の横転事故が発生したり、他県の山中において観光バスが横転転落する死亡事故が発生している。処分庁が本件事故の発生原因やメカニズムを公表しておけば、これらの事故の防止に繋がられたはずである。

(2) 以上の理由から、原処分は違法な不開示部分を含むものであり、原処分を取り消し、不開示部分について開示すべきである。

### 第 3 処分庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に至る経緯

審査請求人は、原処分に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）以前に、下記のとおり、本件対象文書に係る開示請求を過去 6 回にわたり行っており、本件開示請求は通算 7 回目に当たる。

本件は、平成 30 年 7 月 28 日付けで、審査請求人より条例第 5 条の規定に基づく本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年 8 月 1 日付けで、第 1 回目の再処分に当たる一部開示決定（平成 27 年 9 月 10 日付け北九消総総第 332 号）と同内容の一部開示決定を行ったところ、これを不服として平成 30 年 9 月 19 日付けで本審査請求が提起されたものである。

回	年月日	内 容
1	平成 27 年 1 月 6 日	開示請求
	同月 16 日	不開示決定（北九消総総第 516 号）【第 1 回目処分】
	同月 27 日	異議申立て
	同年 8 月 14 日	当審査会より答申第 128 号交付【前回答申】
	同年 9 月 8 日	審査庁にて異議申立てに対する決定処分
	同月 10 日	一部開示決定（北九消総総第 332 号）【第 1 回目再処分】 (前回答申に沿った上記決定に基づく部分開示)

2	平成 28 年 7 月 20 日	開示請求
	同年 8 月 3 日	一部開示決定（北九消総総第 369 号）第 1 回目再処分に同じ
3	同年 11 月 1 日	開示請求
	同月 15 日	一部開示決定（北九消総総第 541 号）第 1 回目再処分に同じ
4	同年 11 月 22 日 ～同月 24 日	開示請求（計 7 件） ※項目毎に細分化したもの
	同年 12 月 6 日	一部開示決定（北九消総総第 569-1、569-2、569-3、569-4、 569-5、569-6、569-7 の各号）第 1 回目再処分に同じ
5	平成 29 年 4 月 12 日	開示請求
	同月 26 日	一部開示決定（北九消総総第 41 号）第 1 回目再処分に同じ
6	同年 11 月 10 日	開示請求
	同月 21 日	一部開示決定（北九消総総第 355 号）第 1 回目再処分に同じ
7	平成 30 年 7 月 28 日	開示請求【本件開示請求】
	同年 8 月 1 日	一部開示決定（北九消総総第 256 号）【原処分】 第 1 回目再処分に同じ
	同年 9 月 19 日	本審査請求受付

## 2 原処分の理由

処分庁が決定通知書、弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、処分庁において、公用車における事故原因の究明及び再発防止を目的に、機関員及び他の同乗者等の関係職員並びに上司（以下「関係職員等」という。）から事情聴取を行った際に作成したものである。

本件対象文書には、事故調査における聴取の日時、聴取の場所及び出席者並びに聴取のやり取りの具体的な内容等が記載されている。

### (2) 本件不開示情報の条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 処分庁は、公用車における交通事故が発生した場合、事故原因の究明及び再発防止を目的に、関係職員等から、公開しないことを前提に事情聴取を行うこととしており、また、その結果、交通法令違反に起因する事故と判断された場合、サービス違反として処分等必要な措置を講じることになっている。

イ ここで、事情聴取は、不利益処分等に関する適正な手続の保障の観点から、当事者に自己の権利利益を守る機会を与え、事実関係等を確認するための重要な手続であるが、その聴取記録を作成することは、懲戒処分等を行うに当たって当該関係職員等の権利利益に配慮しつつ適正な手続を履行したことを明らかにし、もって公正な職員の人事管理に対する信頼を確保するために必要なも

のである。

ウ 一方、関係職員等への事情聴取は、任意にかつ他に知られることはないという認識のもとに行われるものであり、もし聴取内容が公にされることが前提になるとすれば、開示されることを意識して聴取を受ける者が正確な事実を述べることを躊躇したり、あるいは処分庁が有りのままの供述や詳細な資料の提出を求めたとしてもそれが期待できなくなるおそれがあるなど、事案について客観的かつ正確な事実を把握することが困難になることが十分予測され、ひいては人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

エ 仮に、交通法令違反に起因する事故とは判断されず、服務違反として処分等の必要な措置を講じるまでには至らないような事案であったとしても、事故内容の検証や事実確認のために関係職員等から聴取を行う際に、聴取の内容に事実関係が不明瞭な情報等も含まれていることも考えられ、聴取内容が開示されるとなると、関係職員等が不確実な情報について話さなくなるなど、事故原因の究明及び再発防止に支障を来すおそれがある。

オ 加えて、本件に関していえば、審査請求人は、第 1 回目の開示請求から現在までに何度も処分庁に電話し、処分庁の事務所にて本件事故に関する質問や主張を繰り返しており（長時間大声で怒鳴るような場合もあり、退庁を促したこともあった。）、また、前回答申後の第 1 回目再処分後も、前記のとおり、本件対象文書の開示を求めて繰り返し開示請求を行うなどしている。かかる状況を踏まえれば、今後、処分庁に係る公用車の事故に関する事情聴取において、関係職員等が聴取内容の開示を意識して発言を躊躇すること等に伴い上記支障が生じるおそれは、抽象的なものではなく、具体的なおそれであるといえる。

カ したがって、本件不開示情報は、処分庁の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、条例第 7 条第 6 号に規定する「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

### (3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、事故原因が不法行為（自動車運転上の過失行為）であれば、条例第 7 条第 6 号に該当しない旨主張するが、聴取内容が公にされることを前提にした事情聴取において、調査対象者が開示を懸念して事実を話さなくなったり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼしたりすること等は、事故原因に関わらず通常あり得ることであり、事故原因が不法行為であれば直ちに条例第 7 条第 6 号に該当しないというものではない。

イ 審査請求人は、事故の原因が全く明らかにされていない、再発防止もままならない等と主張しているが、処分庁においては、本件事故について関係職員等

からの事情聴取を含めた調査・検討を重ねた上で事故原因の究明及び再発防止に係る判断を行い、報告書を作成し、市議会の委員会でも報告を行っている。処分庁としては、人事管理や事故原因究明等の実効性確保に配慮しつつ、市民への説明責任を全うするように努めているものである。

ウ また、審査請求人は、処分庁が本件事故の原因を隠蔽しなければ、新若戸道路における 2015 年に発生した軽自動車の横転事故や、2016 年 1 月にあった他県の山中における観光バス横転転落事故を防ぐことができたといった主張をしているが、かかる隠蔽といった事実がないことはもちろんであるが、審査請求人のこれらの主張は、原処分と直接結び付く事柄ではない。

3 原処分は、当審査会の答申第 128 号に沿った決定に基づく部分開示であり、同答申から原処分までに、本件対象文書の開示の判断に関わる事情変更はない。よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求は理由がないから棄却を求める。

#### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 30 年 11 月 28 日 諮問の受付
- ② 平成 31 年 1 月 10 日 審議
- ③ 平成 31 年 2 月 5 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 平成 31 年 3 月 14 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑤ 平成 31 年 4 月 16 日 審議
- ⑥ 令和元年 5 月 21 日 審議

#### 第 5 審査会の判断の理由

本件対象文書に係る不開示部分については、平成 27 年 8 月 14 日付け答申第 128 号（以下「前回答申」という。）により、当審査会として、既に判断を示しているとおりである。

しかしながら、前回答申から現在までの約 3 年半の間に、自衛隊の日報問題をはじめ、国有地払い下げに関連する決裁文書等の改ざん問題等について、度々マスメディアや国会で大きく取り上げられる等、国及び地方において公文書管理の在り方の見直しや情報公開に関する高い透明性の確保への要請が飛躍的に高まってきたといえる。

そこで、当審査会は、前回答申は答申の時点では適切な判断であったことを確認した上で、審議の結果、現在の情勢を踏まえて再検討を行うことが望ましいと判断

し、本件対象文書について改めて審議することとし、以下のとおり判断を述べるものである。

まず、原処分の不開示理由とされている条例第 7 条第 6 号該当性について総論を述べた上で、次に、本件対象文書の項目毎に不開示部分の妥当性について検討を行う。

## 1 本件対象文書について

### (1) 自動車交通事故調査委員会の目的等

本件対象文書は、小倉北消防署が設置する自動車交通事故調査委員会（以下「本件委員会」という。）が、平成 25 年 8 月 8 日に開催された際の議事録であり、本件事故に係る関係職員等からの事情聴取及び再発防止対策の協議が主な内容となっている。

平成 16 年 10 月 19 日付け北九消総第 228 号消防局長通知「交通事故の再発防止に向けた体制等の強化について（通知）」によると、本件委員会の設置趣旨は、「各部、署単位で、事故発生状況の調査、原因等の究明のため、関係職員及び上司から事情聴取を行い、その結果を踏まえ、関係職員等に対する個別指導を行うとともに、全職員に対し交通事故の実態を周知して再発防止を図るため」とされており、また、本件委員会の調査内容は、「調査対象者一人一人からなぜ事故が起きたのか、これまでの事故防止対策はどのようにしてきたか、再発防止策はどうするのか等を聴取して、事故の詳細を明らかにし、今後の対策の明確化を図る」と定められている。

### (2) 不開示部分

不開示部分は、別表 1 記載のとおりであり、開催日時、開催場所及び各項目の見出しについては開示されているものの、本件委員会の委員及び調査対象である関係職員等の氏名並びに本件委員会の審議内容は、条例第 7 条第 6 項に該当することを理由として不開示とされている。

## 2 原処分の関連規定

### (1) 条例の趣旨・目的

本市における情報公開制度の目的として、条例第 1 条は、市民の市政に対する理解を一層深めるため、「市民の知る権利を尊重」し、「市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資すること」と定めている。そして、かかる目的を達成するため、実施機関は開示請求があったときは、「次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録

されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」(条例第 7 条)と原則開示すべき旨を定めている。

このように、市政に関する情報の市民への公開は、市政に対する市民の的確な理解と批判を得るためのものであり、公正で市民の意見が反映された市政の推進に欠かすことのできないものとして位置付けられている。

(2) 不開示情報 (条例第 7 条各号)

条例第 7 条各号は、個人や法人等の権利利益や公共の利益等も適切に保護する必要性を考慮し、例外的に不開示を認める事項を定めたものである。

ただし、条例は、市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的として市の保有する情報を原則開示としていることから、本市が作成する「情報公開条例の解釈及び運用の基準」(以下「解釈運用基準」という。)において、不開示の場合は「開示する利益と不開示として保護すべき利益とを比較衡量する必要がある」としている。

(3) 事務・事業情報 (条例第 7 条第 6 号)

条例第 7 条第 6 号は、不開示情報の 1 つとして「市の機関…が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と定め、アからオまで例示的に掲げている。

解釈運用基準において、「支障」は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、また、「おそれ」も抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められるかどうかにより判断するとされている。

3 条例第 7 条第 6 号該当性に係る判断について (総論)

(1) 条例第 7 条第 6 号該当性の判断にあたっては、上記 2 (2) のとおり、開示する利益と事務・事業の適正な遂行の利益とを比較衡量して判断する必要がある。

(2) 開示する利益

ア 本市情報公開制度が行政文書を原則開示としている趣旨は、上記 2 (1) のとおり、市民の市政に対する理解を一層深め、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することにある。

イ 公務員の職務遂行中に事故が発生した場合、それは公務員たる消防士が適格に業務を遂行していたか否かに関わる問題として公的な側面を有しており、かかる事故について具体的事情を知ることは市民の正当な関心事といえる。

また、市政に関して市民に説明する責務は、単に適切に行われた公務員の職務遂行に関する情報についてのみ向けられているのではなく、非違行為など違法・不当と評価されうるような公務員の職務遂行に関する情報についても向けられていると解すべきである。

ウ そして、事故発生に至る経緯や原因、事故を起こした消防士に対する適切な指導や対処、事故の再発防止に向けた本市の取組等に関する情報を市民に開示し、理解を得ることは、消防行政の透明性を高め、消防局の活動に対する市民の信頼及び安心の向上に繋がるものであるから、開示の公益性は高いといえる。

(3) 事務・事業の適正な遂行の利益

ア 本件委員会の目的は、上記 1 (1) のとおり、事故発生状況の調査及び原因等の究明のために関係職員等から事情聴取し、関係職員等に対する個別指導を行うとともに全職員に対し周知し再発防止を図ることにある。

仮に、本件委員会における事情聴取の内容が、処分庁が主張するとおり、後に関係職員等の懲戒処分等について審議される際、事実認定のための参考資料の一つとして用いられることがあったとしても、本件委員会における事故調査のための事情聴取と懲戒審査委員会等で審議される懲戒処分等の服務に関する事務手続とは異なるものである。実際、処分庁に確認したところによれば、本件事故において懲戒審査委員会等は開かれておらず、本件対象文書が用いられたこともないとのことであった。

よって、本件における「事務・事業」は、事故調査及び原因究明並びに再発防止と解するのが相当である。

イ そこで、本件「事務・事業」についてみると、本件委員会は、上記目的のため、交通事故の発生状況や発生原因に関する事実関係を把握すべく、可能な限り情報を収集する必要がある。

よって、当時現場に居合わせた関係職員からの事故発生時の状況に関する事情聴取は、最も重要な情報収集の手段の一つであり、関係職員の発言を容易にし、忌憚のない発言を確保することは欠かせないものと認められる。

ウ この点、関係職員等は職務命令として本件委員会の事情聴取を受けるものであって、市職員として地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条に基づき事情聴取に忠実に従う義務を負っていることに鑑みると、本件対象文書の開示により適切な報告を怠るという任務懈怠が生じるおそれが高いとは直ちに言えない。

しかし、事情聴取の内容について一言一句公開されるとすると、処分庁が主張するとおり、関係職員等が、事実関係が不明瞭な情報について話すことをためらったり、他者からの不当な圧力やいやがらせ等を恐れ、忌憚なく意見を述べることを躊躇する可能性を完全には否定できない。

また、そもそも事故を起こした者が当該事故について積極的に事情聴取に応じるとは通常想定し難いところであるから、本件委員会の目的である事故の発生状況や原因等の究明のため、調査対象者へ一定の配慮を行わなければ、今後同様の事故調査に係る事務の適正な遂行が困難になるおそれは高いといえる。



- (4) 以上のとおり、公開する利益（上記(2)）と事務・事業の適正な遂行の利益（上記(3)）を比較衡量すると、前者が後者を上回るものの、本件委員会の目的遂行のため、後者についても最小限保護すべき必要性が認められる。
- (5) したがって、本件委員会の事務・事業の適切な遂行を確保する観点から、調査対象者の誰がいかなる発言を行ったかといった、委員と調査対象者との具体的な発言内容が直接的に記載されている事情聴取のやりとりの部分に限り、事務・事業情報（条例第 7 条第 6 号）に該当すると解するのが相当である。

それ以外の部分については原則開示すべきであり、本件委員会がいかなる情報を聴取し、それを踏まえてどのように再発防止を検討したのか等については、開示が妥当である。

#### 4 本件不開示情報に係る項目別判断について（各論）

##### (1) 委員長、委員、オブザーバー、事務局

聴取側である本件委員会の委員長及び委員並びにオブザーバー、事務局の職員の氏名については、開示したとしても、調査対象者が発言を萎縮したり、今後の本件委員会の事務・事業の遂行に影響を与えたりする可能性は認められないから、条例第 7 条第 6 号に該当しない。なお、個人の氏名は個人情報（条例第 7 条第 1 号）に該当するものの、本件は本市職員が職務として本件委員会に出席しているものであるから、氏名は職務遂行情報に当たり、同号にも該当しない。

よって、条例第 7 条第 1 号及び第 6 号に該当せず、開示が妥当である。

##### (2) 調査対象者

被聴取側である関係職員等の氏名及び補職については、上述のとおり、特定の発言内容と直接結びついた形でない限り、事務・事業情報（条例第 7 条第 6 号）に当たると解すべきではない。なお、個人の氏名は個人情報（条例第 7 条第 1 号）に該当するが、本件は本市職員が職務として本件委員会に出席しているものであるから、氏名は職務遂行情報に当たり、同号にも該当しない。

よって、条例第 7 条第 1 号及び第 6 号に該当せず、開示が妥当である。

##### (3) 委員長挨拶

本件項目は、事故原因の究明や再発防止に向けてこれより調査審議していくという開会に向けた委員長の抱負が述べられているに過ぎず、これらの開示によって、調査対象者が発言を萎縮したり、今後の本件委員会の事務・事業の遂行に影響を与えたりする可能性は認められない。

よって、条例第 7 条第 6 号に該当せず、開示が妥当である。

##### (4) 事故概要説明

本件項目は、事故の概要を説明したという事実を端的に表記しているに過ぎず、かかる一文の開示により、調査対象者が発言を萎縮したり、今後の本件委員会の事務・事業の遂行に影響を与えたりする可能性は認められない。

説明を行った職員の氏名についても、上述のとおり、特定の発言と直接結びつく形ではないから、事務・事業情報(条例第7条第6号)には当たらない。なお、個人の氏名は個人情報(条例第7条第1号)に該当するが、本件は本市職員が職務として本件委員会に出席しているのであるから、氏名は職務遂行情報に当たり、同号にも該当しない。

よって、条例第7条第1号及び第6号に該当せず、開示が妥当である。

(5) 事故原因の究明

本件項目は、本件事故の発生状況に係る事情聴取が主な内容であり、委員と調査対象者とのやりとりが逐次記載されているため、発言者とその具体的な発言内容が直接的に記載されているものに当たる。よって、委員と調査対象者との事情聴取に係る会話の部分は、今後の本件委員会の事務・事業の適切な遂行を確保する観点から、事務・事業情報(条例第7条第6号)に該当すると解すべきである。

ただし、別表2記載の部分を除いた箇所は、委員が調査対象者からの聴取内容を総括した発言であり、当該部分を開示したとしても、特定の調査対象者がいかなる発言をしたか推測することは困難であるから、当該部分については原則どおり開示すべきである。

したがって、別表2記載の部分は条例第7条第6号に該当し、不開示が妥当であるが、それ以外の部分は開示が妥当である。

(6) 再発防止対策について

本件項目は、委員間の再発防止に向けた対策協議が主な内容であり、これらの開示によって、特定の調査対象者がいかなる発言をしたか推測することは困難であるから、調査対象者が発言を萎縮したり、今後の本件委員会の事務・事業の遂行に影響を与えたりする可能性は認められない。

また、本件項目の末尾に調査対象者である関係職員の上司の発言が記載されているが、かかる発言内容についてみると、再発防止に向けた今後の対応を述べているに過ぎず、当該部分を開示したとしても、調査対象者が発言を萎縮したり、今後の本件委員会の事務・事業の遂行に影響を与えたりする可能性は認められないから、条例第7条第6号に該当しない。なお、個人の氏名は個人情報(条例第7条第1号)に該当するが、本件は本市職員が職務として本件委員会に出席しているのであるから、氏名は職務遂行情報に当たり、同号にも該当しない。

よって、条例第7条第1号及び第6号に該当せず、開示が妥当である。

(7) 委員長講評

本件項目は、本件委員会における事情聴取や再発防止に向けた委員間協議を総括した委員長の見解が主な内容であり、これらの開示によって、特定の調査対象者がいかなる発言をしたか推測することは困難であるから、調査対象者が発言を萎縮したり、今後の本件委員会の事務・事業の遂行に影響を与えたりする可能性は認められない。

よって、条例第 7 条第 6 号に該当せず、開示が妥当である。

#### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、事故原因に係る公表を十分に行っていれば、本件事故の後に発生した若戸トンネルにおける軽自動車横転事故及び長野県入山峠付近におけるスキーバス転落事故の発生防止に繋げられたとの主張や、若戸トンネル内に設置されたカメラの映像資料を基に、本件事故において消防車両が時速 120 キロメートルは出していたと推測されるといった主張を行っている。

しかし、これらの主張は、本件対象文書の不開示部分が事務・事業情報（条例第 7 条第 6 号）に当たるか否かという不開示情報の該当性と直接関連するものではなく、当審査会の判断を左右するものではない。

#### 6 まとめ

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を条例第 7 条第 6 号に該当するとして不開示とした原処分については、不開示とされた部分のうち、別表 2 記載の不開示が妥当な部分を除き開示すべきであると判断し、前記第 1 のとおりとした。

#### 7 付帯意見

当審査会は、原処分の不開示部分に関する処分庁の判断について、以下のとおり付言する。

- (1) まず、処分庁は、本件委員会の議事録である本件対象文書について、懲戒処分等の審議手続の際に本件対象文書が参考情報として使用される可能性があることを強調し、本件不開示部分の妥当性を主張しているが、懲戒審査委員会等は本件委員会とは独立した異なる手続である。なお、処分庁に確認したところによれば、本件事故に関して懲戒審査会等は開かれておらず、懲戒処分を受けた職員もいないとのことであった。

また、本件委員会の設置趣旨は、事故発生状況の調査及び原因等の究明のために事情聴取を行い、再発防止を図ることにあるにもかかわらず、本件委員会の議事録が人事管理に係る適正な手続が履行されたことを明らかにするために作成されたものであると主張する等、本件委員会と懲戒審査委員会等を同視又は混同していると思料される主張も散見される。

しかし、上述した本件委員会の設置趣旨及び調査内容を踏まえると、公務遂行上発生した交通事故に関して、当該事故の発生状況の調査や原因等の究明のために関係職員等から事情聴取を行うことは、事業遂行における適切な管理運営の一環であって、懲戒審査委員会等の職員の人事管理に属する事務・事業とは異なると解するのが相当である。

- (2) 次に、処分庁において、不開示情報該当性の判断に当たり、本件対象文書の記載内容を個別具体的に判断することなく、本件委員会の議事録についてはどれも不開示項目を同一に取り扱おうとする意識が見受けられるが、記載内容を個別具体的に判断することなく、画一的に不開示とする取扱いは、妥当とはいえない。
- (3) さらに、処分庁は、本件委員会終了後に議事録とは別に作成される事故原因等の要約文書について個人名等を記さない取扱いとしていることをもって、本件委員会の議事録を非公開とする根拠である旨主張しているが、かかる職員向けの再発防止の啓発に用いられる文書に個人名を記さないことが本件委員会の議事録を非公開とする根拠となりえないことは、明白である。
- (4) 処分庁におかれては、本市情報公開制度において、行政文書が原則開示と規定されている趣旨を十分認識し、対象文書の作成目的やその記載内容について個別具体的に検討した上で、不開示の範囲をいたずらに拡大して解釈することなく、厳正かつ慎重に判断し、適切な開示に努められたい。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	田 村 奈々子
委員	中 谷 淳 子
委員	熊 谷 美佐子

【別表 1】本件対象文書の不開示情報

	対象行政文書の項目	不開示部分
1	委員長、委員、オブザーバー、事務局	・職員の氏名
2	調査対象者	・職員の氏名、補職
3	委員長挨拶	・文面全て
4	事故概要説明	・説明者 ・文面全て
5	事故原因の究明	・文面全て
6	再発防止対策について	・文面全て
7	委員長講評	・文面全て

【別表 2】不開示が妥当な部分

	対象行政文書の項目	不開示が妥当な部分
1	委員長、委員、オブザーバー、事務局	
2	調査対象者	
3	委員長挨拶	
4	事故概要説明	
5	事故原因の究明	1 ページ目 下から 4 行目から 7 ページ目 上から 4 行目まで
6	再発防止対策について	
7	委員長講評	